

赤情審第 8 号  
平成 19 年 7 月 12 日

赤磐市長 荒 嶋 龍 一 様

赤磐市情報公開不服審査会  
会長 岡 田 雅 夫

赤磐市情報公開条例（平成 17 年赤磐市条例第 8 号）第 17 条の規定に  
基づく諮問について（答申）

平成 19 年 6 月 21 日赤社第 252 号による次の諮問について、別紙のとおり  
答申します。

「  
が自身の 肢 級障害について受診した、指定医療機関の診断  
書」に係る不開示決定に対する不服申立てについての諮問

答 申 第 2 号  
平成19年7月12日  
( 諮問第2号 )

## 答 申

### 1. 審査会の結論

赤磐市長(以下「実施機関」という。)が、本件異議申立ての対象となった公文書を赤磐市情報公開条例(以下「条例」という。)第10条を根拠として不開示とした決定は、対象公文書が存在しない今回の案件では不適切であり、公文書の不存在をもって不開示とすべきである。

### 2. 異議申立人の内容

#### (1) 異議申立ての経緯

本件異議申立人(以下「異議申立人」という。)は、平成19年4月12日付けで「が自身の肢級障害について受診した、指定医療機関の診断書」の開示請求(以下「本件請求」という。)を行った。

これに対し実施機関は、本件請求に係る対象公文書を、存在しているか、又は存在していないかを答えるだけで、個人情報の開示にあたりと鑑み、条例第10条を根拠条例として、平成19年4月16日付け赤社第58号で不開示とする決定(以下「本件処分」という。)を行った。

その後、本件処分を不服として、平成19年6月11日付けで異議申立てがなされたものである。

#### (2) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、条例第10条を根拠とした不開示決定に対して、当該公文書の存否を明らかにしても異議申立人がについてすでに知っている以上の個人情報は知り得ないので、「実施機関は、本件処分を取り消し、本件対象公文書を開示すべきである。」というものである。

#### (3) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書の中で述べている異議申立ての

主たる理由は、次のとおりである。

なお、異議申立て人は、条例第 20 条第 1 項の規定に基づき、平成 19 年 7 月 3 日付けで「意見陳述申出書」を提出し、本審査会での口頭による意見の陳述の機会を求めている。

ア 異議申立人は既に相当の の個人情報 を有しており、当該公文書の存否を明らかにしても、異議申立人が知る以上の の個人情報が漏洩するおそれはない。

イ が 肢 級の身体障害者手帳を持ちながら銃刀法の所持許可があり銃を所持・操作するのは矛盾している。

ウ 公益保護のために、赤磐市健康福祉部社会福祉課がその職責( 障害者福祉法第十六条、又は十七条の二に基づく報告や審査及び更生相談等 ) を全うしているかどうかを確認するため。

### 3 . 実施機関の主張の要旨

第三者からの請求のため、開示請求に係る公文書が存在しているか、又は存在していないかを答えるだけで、不開示情報(個人情報)を開示するおそれがあることから、条例第 10 条に該当し不開示とした。

### 4 . 審査会の経過

審査会は、本件異議申立について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 19 年 6 月 21 日	実施機関から諮問書を受理
平成 19 年 6 月 22 日	実施機関に処分理由説明要求書の送達
平成 19 年 6 月 25 日	実施機関から処分理由説明書を受理
平成 19 年 6 月 27 日	異議申立人に処分理由説明書を送達し、意見書の提出を要求
平成 19 年 7 月 3 日	異議申立人からの意見書・意見陳述申出書を受理

平成 19 年 7 月 5 日	審議（実施機関から不開示理由の意見聴取）
平成 19 年 7 月 12 日	答申

## 5. 審査会の判断

審査会は、本件対象公文書について審査した結果、以下のとおり判断する。

そもそも身体障害者手帳の認定実施機関は都道府県であり、市町村ではないため、当該請求に係る診断書の保有は考えがたい。仮に、市町村が身体障害者福祉法第十六条第 4 項、又は第十七条の二に基づく報告、指導を行ったとしても、診断書を保有すべき機関は都道府県であるため、当該診断書の存在は考えがたい。

よって、「実施機関」が、本件異議申立ての対象となった公文書を赤磐市情報公開条例第 10 条を根拠として不開示とした決定は、もともと対象公文書が存在しない今回の案件では不適切であり、当該公文書が存在しないために不開示とすべきである。

### 赤磐市情報公開不服審査会

会長 岡田 雅夫  
副会長 木津 恒良  
委員 丸尾 壽